

(4) 埼玉純真短期大学 履修規程細則

(履修登録)

第1条 履修規程第9条に定められた履修登録についての細則は、この条文の規定による。

- 2 履修登録は、決められた期間内に教務係へ履修届を提出することによって行う。
- 3 履修登録の時期は、指定された期間とする。
- 4 前期開講科目及び通年開講科目の履修登録は、前期の指定された期間に行う。
- 5 後期開講科目の履修登録は、後期の指定された期間に行うものとする。
- 6 履修登録期間後の履修登録及び履修登録の変更は、原則として認めない。
- 7 授業料等及びその他の諸納入金の未納の者は、原則として履修登録を認めない。

(再履修)

第2条 不合格となった授業科目の単位を修得するためには、新たに履修登録をして再履修しなければならない。

- 2 実習を伴う科目を再履修する場合は、実習に係る費用を納入しなければならない。
- 3 既に単位を修得している授業科目の再履修は認めない。

(履修放棄)

第3条 授業科目の履修を途中で放棄するときは、半期科目については授業回数の8回目終了までに、通年科目については授業回数の15回目終了までに、所定の履修放棄届を授業担当教員に届け出て署名又は捺印を受け、教務係へ届け出なければならない。

- 2 履修放棄の届出を行わずに定期試験の受験を放棄した者の当該授業科目の成績はFとなる。

(休講)

第4条 授業担当教員の事情その他の事情により、授業を休講することがある。

- 2 事前に休講となることが明らかな場合は、本学の所定の掲示板、及びホームページで学生に通知する。
- 3 事前に休講の通知がなく、授業開始時間後30分を経過しても授業担当教員が教室に入室しない場合は、学生は教務係に連絡をとりその指示に従うものとする。

(異常気象や災害などによる休講措置)

第5条 異常気象や災害、事件、交通ストライキその他の事情により交通機関の麻痺や混乱が生じる場合には、授業の休講等の措置を講じることがある。

(欠席)

第6条 次の事情による欠席は、所定の欠席届を教務係へ届け出ることにより、公欠扱いとなる。ただし、原則として授業の出席に算入されない。

- (1) 本学が行う実習、見学に参加する場合
- (2) 本学を代表して競技会等に参加する場合
- (3) 最高学年の学生が就職、進学のための試験を受験する場合
- (4) 出身高校の進学説明会に出席する場合
- (5) その他本学が認める場合

(長期欠席)

第7条 学生が休学によらず1ヶ月以上にわたり授業を欠席するときは、教務係へ連絡し欠席届を届け出るものとする。

- 2 病気により欠席届を届け出る場合は、医師の診断書を添付しなければならない。

(忌引)

第8条 学生の近親者が死去したときは、教務係へ届け出ることにより忌引が認められる。

- 2 忌引の日数は、死去した者が配偶者・父母などのときは1週間、祖父母・兄弟姉妹などのときは3日間、曾祖父母及びおじ・おばなどのときは1日間とする。
- 3 忌引により遠隔地に赴く場合には、その往復に要する日数を忌引日数として加算することができる。
- 4 忌引は、原則として授業の出席には算入されない。

(出席停止)

第9条 学生が法定伝染病や指定伝染病にかかったときは、医師の証明により授業への出席を停止する。

- 2 学校保健安全法第19条及び同法施行令第6条の規定により同法施行規則第18条において「学校において予防すべき感染症の種類」に指定されている感染症については、同法施行規則19条の基準に基づき医師の証明により授業への出席を停止することができる。
- 3 出席停止期間中の授業の出欠席取扱いは、前条第4項に定める忌引の取扱いに準ずるものとする。

(遅刻)

第10条 授業開始後30分を過ぎての遅刻は欠席とする。ただし、交通機関の事故など、学生本人の責任外の理由によって遅刻した場合は、この限りではない。その場合、遅延証明書など、それを証明するものを授業担当者へ提出する。

2 前項但し書による場合を除き、遅刻3回を欠席1回と換算する。

(早退)

第11条 授業時間の30分を超える早退は、原則として欠席とする。

2 早退3回を欠席1回と換算する。

3 早退する者は、授業担当教員に願い出てその許可を受けなければならない。

(定期試験)

第12条 履修規程第12条に定められた定期試験についての細則は、この条文の規程による。

2 定期試験の実施の有無、試験の種類、試験日及び試験時間については、前もって所定の掲示板に掲示される。

3 筆記試験を受験するにあたっては、次の事項を守らなければならない。

(1) 試験場には試験開始時刻までに入室しなければならない。

(2) 試験の途中で試験場外に出ることはできない。

(3) 答案は試験場外に持ち出してはならない。

(4) 座席指定で試験が行われる場合は、指定された座席で受験しなければならない。

(5) その他試験監督者の指示があるときは、その指示に従って受験しなければならない。

4 レポート試験の提出にあたっては、次の事項を守らなければならない。

(1) レポートの提出は、所定の掲示板に告知する指示により指定された期日までに教務係へ提出するか、授業担当教員の指示により指定された期日までに授業担当教員に提出するかの、いずれかの方法による。

(2) レポートの提出期限は厳守しなければならない。教務係では、提出期限を過ぎたレポートはいっさい受け取らない。

(3) 授業担当教員宛又は教務係宛に、断りなくレポートを郵送することは認めない。ただし、授業担当教員から郵送するよう指示があった場合は、その指示に従う。

(追試験)

第13条 履修規程第15条に定められた追試験についての細則は、この条文の規定による。

2 追試験を受験できる者は、次の事項の一に該当する者とする。

(1) 公欠により定期試験を受験できなかった者。

(2) 天災地変のために定期試験を受験できなかった者。

(3) 交通事故等のために定期試験を受験できなくなり、事故責任当局の証明書等を提出した者。

(4) 病気のため定期試験の受験が不可能となり(定期試験当日急病にかかり受験不可能となった者を含む。)当日までに教務係へ連絡し、後日医師の診断書等を提出し

た者。

(5) 家庭のやむを得ない事情により定期試験の受験が不可能となり、直ちに教務係へ連絡した者。

3 追試験該当者は、指定された手続き期間内に、所定の手続きをし、追試験料を大学に納入しなければならない。ただし、次の事項に該当する者は追試験の納入は免除される。

(1) 公欠、忌引、法定・指定伝染病による場合

(2) 天災地変のために定期試験を受験できなかった者で本学が納入免除の措置を決めた場合

4 追試験は授業担当教員の許可を得て実施される。追試験の日時は教務係又は授業担当教員から発表される。

5 追試験の成績は、得点の80%とする。ただし、次の事項に該当する者は追試験の成績は定期試験同様の基準とする。

(1) 公欠、忌引又は法定・指定伝染病による場合

(2) 天災地変のために定期試験を受験できなかった者で本学が特例として認定した場合

(再試験)

第14条 履修規程第16条に定められた再試験についての細則は、この条文の規定による。

2 前期再試験は、前期開講の半期科目など前期に修了する授業科目について実施する。
後期再試験は、通年科目、後期開講の半期科目など後期に修了する授業科目について実施する。

3 再試験の該当者は、指定された手続き期間内に、所定の手続きをし、再試験料を大学に納入しなければならない。筆記試験、レポート試験及びその他の方法のいずれの試験方法による場合にも、この手続きは必要である。

4 再試験の成績は、69点を満点とする。

(成績の通知)

第15条 授業科目の成績は、成績表によって学期ごとに学生に通知される。

2 成績表による学生への通知の時期は、次のとおりとする。

(1) 1年前期、2年前期の成績は、同年度の後期授業期間の一定の時期に通知する。
ただし、前期末に卒業する者については、卒業日までに通知する。

(2) 卒業学年ではない学年の後期成績は、翌年度のオリエンテーション期間に通知する。

(3) 卒業学年の後期成績は、卒業式当日までに通知する。

3 成績表は、原則としてクラス担任教員から学生と保護者に通知される。

(細則の改廃)

第16条 この細則の改廃は、学長が決定し、理事会に報告するものとする。

附 則

この細則は、平成14年4月1日から施行する。

この細則は、平成15年4月1日から施行する。

この細則は、平成18年4月1日から施行する。

この細則は、平成19年4月1日から施行する。

この細則は、平成20年4月1日から施行する。

この細則は、平成22年4月1日から施行する。

この細則は、平成23年4月1日から施行する。

この細則は、平成24年4月1日から施行する。

この細則は、平成25年4月1日から施行する。

この細則は、平成28年4月1日から施行する。

この細則は、平成29年4月1日から施行する。

この細則は、平成31年4月1日から施行する。

この細則は、令和3年4月1日から施行する。

この細則は、令和6年4月1日から施行する。

この細則は、令和7年4月1日から施行する。

2 この細則は、令和7年度の入学者から適用し、令和6年度以前の入学者は、従前の細則とする。